



# 山形県公報

平成17年6月3日(金)  
第1647号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                           |                     |     |
|---------------------------|---------------------|-----|
| 有害図書類の指定.....             | (女性青少年政策室) ..       | 612 |
| 救急病院等の告示.....             | (健康福祉企画課) ..        | 613 |
| 生活保護法による指定医療機関の指定.....    | (同) ..              | 同   |
| 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出..... | (同) ..              | 614 |
| 生活保護法による指定施術機関の指定.....    | (同) ..              | 同   |
| 生活保護法による指定施術機関の廃止の届出..... | (同) ..              | 615 |
| 生活保護法による指定介護機関の指定.....    | (同) ..              | 同   |
| 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出..... | (同) ..              | 同   |
| 争議行為を行う旨の通知.....          | (雇用労政課) ..          | 616 |
| 市町村が行う国土調査の指定.....        | (農村計画課) ..          | 617 |
| 土地改良区の定款変更の認可.....        | (村山総合支庁農村計画課) ..    | 同   |
| 土地改良事業の工事の完了に係る届出.....    | (最上総合支庁農村計画課) ..    | 618 |
| 同.....                    | (置賜総合支庁農村計画課) ..    | 同   |
| 土地改良区の役員の退任の届出.....       | (庄内総合支庁農村計画課) ..    | 同   |
| 土地改良区の役員の就任の届出.....       | (同) ..              | 619 |
| 県営土地改良事業計画の変更.....        | (同) ..              | 同   |
| 道路の位置の指定.....             | (村山総合支庁北村山総務建築課) .. | 620 |
| 同.....                    | (同) ..              | 同   |

### 人事委員会関係

#### 規 則

|                                                             |   |
|-------------------------------------------------------------|---|
| 山形県人事委員会規則14-4(委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則..... | 同 |
|-------------------------------------------------------------|---|

### 公 告

|                                 |                  |     |
|---------------------------------|------------------|-----|
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請.....       | (庄内総合支庁企画振興課) .. | 621 |
| 特定調達契約に係る落札者の公告.....            | (統計企画課) ..       | 622 |
| 平成17年度狩猟免許試験の実施.....            | (環境保護課) ..       | 同   |
| 平成17年度狩猟免許更新に係る適正試験及び講習の実施..... | (同) ..           | 623 |
| あっせん員候補者の公示.....                | (労働委員会) ..       | 624 |

### そ の 他

|                             |            |   |
|-----------------------------|------------|---|
| 平成17年度宅地建物取引主任者資格試験の実施..... | (建築住宅課) .. | 同 |
|-----------------------------|------------|---|

### 正 誤

## 告 示

山形県告示第500号

山形県青少年保護条例(昭和54年3月県条例第13号)第8条第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成17年6月3日

山形県知事 齋 藤 弘

( 図 書 )

| 指定番号 | 題 名                                 | 図書コード      | 発行所等         | 指定の理由                               |
|------|-------------------------------------|------------|--------------|-------------------------------------|
| 8296 | 熟女宣言5月号増刊 特撰! 熟女交際                  | 05138 - 05 | 平和出版(株)      | 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 8297 | 恋愛熱情ラブパッション5月号                      | 09657 - 05 | (株)一水社       |                                     |
| 8298 | 恋愛美人[イフ]5月号                         | 19615 - 5  | セブン新社        |                                     |
| 8299 | NP2005超ゲキッ号6月号                      | 01935 - 06 | (株)白石書店      |                                     |
| 8300 | COMIC GAME ピアス VOL.4                | 64181 - 90 | (株)マガジン・マガジン |                                     |
| 8301 | 本当にあった人妻の浮気話 6月号                    | 18123 - 06 | ミリオン出版(株)    |                                     |
| 8302 | もっとすごい本当のH話コレクション6月号                | 18763 - 06 | (株)バウハウス     |                                     |
| 8303 | Yha! Hip&Lip6月号                     | 08877 - 6  | ワニマガジン社      |                                     |
| 8304 | パシャ! 2005 MAY No.7                  | 17471 - 05 | 若生出版(株)      |                                     |
| 8305 | 本当にあったHな体験教えます                      | 50435 - 55 | (株)リード社      |                                     |
| 8306 | SISTER WORK                         | 52121 - 29 | (株)フロム出版     |                                     |
| 8307 | 月間美少女 DVD4時間6月号増刊<br>PURE【ピュア】vol.1 | 17658 - 6  | 曙出版(株)       |                                     |
| 8308 | LOVE CALL - ラブコール -                 | 50165 - 09 | (株)双葉社       |                                     |
| 8309 | 微熱SUPERデラックス 6月号                    | 07689 - 6  | セブン新社        |                                     |

《参考》青少年保護条例第8条第2項第1号並びに第2号の規定(包括基準)に該当する有害図書類  
( 図 書 )

| 番号 | 題 名                            | 区 分        | 発行所等            |
|----|--------------------------------|------------|-----------------|
| 1  | やさしくしてね!!10月号増刊<br>YES!! VOL.8 | 18804 - 10 | (株)マックスコーポレーション |

(録画テープ等)

| 番号 | 題名             | 区分  | 発行所等     |
|----|----------------|-----|----------|
| 1  | 熟専 狂い咲く四十路熟女たち | ビデオ | (株)トラアンフ |
| 2  | 懺悔学院           | ビデオ | 不明       |

## 山形県告示第501号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条に規定する救急病院である。

平成17年6月3日

山形県知事 齋藤 弘

| 名称      | 所在地              | 認定期間                     |
|---------|------------------|--------------------------|
| 金山町立病院  | 最上郡金山町大字金山548-2  | 平成17年6月5日から平成20年6月4日まで   |
| 新庄徳洲会病院 | 新庄市大字鳥越字駒場462    | 平成17年7月13日から平成20年7月12日まで |
| 公立高島病院  | 東置賜郡高島町大字高島386番地 | 平成17年6月28日から平成20年6月27日まで |

## 山形県告示第502号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成17年6月3日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定医療機関の名称        | 指定医療機関の所在地      | 指定年月日      |
|------------------|-----------------|------------|
| こせき腎・泌尿器科こせき小児科  | 米沢市大町四丁目4番14号   | 平成17. 4.11 |
| もみの木薬局           | 山形市あさひ町15番16号   | 同 4.25     |
| こくぶ歯科医院          | 最上郡金山町大字金山319番地 | 同 4.27     |
| 前山耳鼻咽喉クリニック      | 長井市泉1926番地12    | 同 5. 2     |
| はぎの内科医院          | 同 東町1番1号        | 同          |
| 新田クリニック(医科・歯科)   | 上山市金生一丁目15番10号  | 同 5. 9     |
| 山崎医院             | 寒河江市丸内一丁目5番30号  | 同          |
| 東根市休日診療所         | 東根市中央一丁目5番1号    | 同          |
| すまいる歯科           | 山形市城西町二丁目10番15号 | 同          |
| 調剤薬局ツルハドラッグ馬見ヶ崎店 | 同 馬見ヶ崎二丁目1番2号   | 同 5.10     |

|          |                      |   |      |
|----------|----------------------|---|------|
| ゆざわ 歯科   | 西村山郡河北町谷地中央三丁目12番地の7 | 同 | 5.11 |
| 松沢 歯科 医院 | 最上郡真室川町大字新町979番地の3   | 同 | 5.16 |
| 荒川 歯科 医院 | 同 戸沢村大字名高993番地       | 同 | 5.17 |

## 山形県告示第503号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成17年6月3日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定医療機関の名称      | 指定医療機関の所在地           | 廃止年月日      |
|----------------|----------------------|------------|
| 松沢 歯科 医院       | 最上郡真室川町大字新町979番地の3   | 平成17. 2.13 |
| 北野 歯科 医院       | 東置賜郡高畠町大字高畠414番地の11  | 同 3. 7     |
| 北野 歯科 飯豊診療所    | 西置賜郡飯豊町大字椿1457番地の14  | 同          |
| 新田クリニック(医科・歯科) | 上山市金生一丁目15番10号       | 同 3.31     |
| 東根市休日診療所       | 東根市中央二丁目17番19号       | 同          |
| 黒沢 医 院         | 東置賜郡川西町堀金388番地       | 同          |
| ゆざわ 歯科         | 西村山郡河北町谷地中央三丁目12番地の7 | 同          |
| 山崎 医 院         | 寒河江市丸内一丁目5番30号       | 同          |
| 齋藤 医 院         | 東根市神町東二丁目1番24号       | 同          |
| 局山堂山蔦歯科医院      | 東田川郡余目町大字余目字三人谷地17番地 | 同 4.30     |

## 山形県告示第504号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成17年6月3日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定施術機関の名称 | 指定施術機関の所在地    | 指定年月日      |
|-----------|---------------|------------|
| 天矯堂治療院    | 山形市五日町9番16号   | 平成17. 4. 1 |
| 弁慶堂治療院    | 同 宮町四丁目16番24号 | 同          |
| べにばな接骨院   | 同 漆山2447番地の6  | 同          |

## 山形県告示第505号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定施術機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成17年6月3日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定施術機関の名称 | 指定施術機関の所在地    | 廃止年月日     |
|-----------|---------------|-----------|
| 井上治療院     | 酒田市寿町2番29号    | 平成10.8.10 |
| 芳泉齋藤鍼灸院   | 米沢市芳泉町17708番地 | 平成17.4.15 |

## 山形県告示第506号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成17年6月3日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関の名称                       | 施設又は実施する事業の種類  | 指定介護機関の所在地          | 指定年月日    |
|---------------------------------|----------------|---------------------|----------|
| 老人デイサービスセンターおおやま                | 通所介護           | 鶴岡市大山三丁目34番1号       | 平成17.4.1 |
| デイサービスおうら                       | 同              | 同 二丁目36番33号         | 同 4.6    |
| グループホームあすなる南陽                   | 痴呆対応型共同生活介護    | 南陽市宮内2767番地15       | 同 4.20   |
| アイリスケアセンター若葉                    | 訪問介護           | 新庄市若葉町24番19号        | 同 4.21   |
| ケアステーションあらた                     | 訪問介護<br>居宅介護支援 | 酒田市船場町一丁目7番30号      | 同 4.27   |
| 多機能型介護ステーションぬくもり                | 通所介護<br>訪問介護   | 同 泉町9番19号           | 同 4.28   |
| 社団法人山形県高齢者福祉支援協会通所介護事業所かるがもの里霞城 | 通所介護           | 山形市城北町一丁目9番7号       | 同        |
| 居宅介護支援事業所かほく                    | 居宅介護支援         | 西村山郡河北町谷地字砂田207番地の1 | 同        |
| 株式会社コムスんかみのやま温泉訪問入浴ケアセンター       | 訪問入浴介護         | 上山市石首根37番地          | 同 5.6    |
| デイホーム株式会社サークル                   | 通所介護           | 山形市大字志戸田1685番地6     | 同 5.19   |

## 山形県告示第507号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成17年6月3日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関の名称        | 施設又は実施する事業の種類 | 指定介護機関の所在地  | 廃止年月日      |
|------------------|---------------|-------------|------------|
| 株式会社コムスン上山ケアセンター | 訪問入浴介護        | 上山市二日町9番21号 | 平成17. 3.31 |

## 山形県告示第508号

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定により、山形県医療労働組合連合会執行委員長今井敏彦から、争議行為を行うことについて、平成17年5月25日次のとおり通知があった。

平成17年6月3日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 事 件

夏期一時金等の要求に関する件

## 2 期 間

平成17年6月7日以降事件解決の日まで

## 3 場 所

庄内医療生活協同組合

鶴岡協立病院

鶴岡市文園町9番34号

庄内医療生活協同組合

訪問看護ステーションきずな

同 日枝海老島159番1号

庄内医療生活協同組合

協立歯科クリニック

同

庄内医療生活協同組合

協立リハビリテーション病院

東田川郡櫛引町大字上山添字神明前38番地

庄内医療生活協同組合

協立大山診療所

鶴岡市大山二丁目26番3号

庄内医療生活協同組合

協立三川診療所

東田川郡三川町大字横山字袖東4番地9

庄内医療生活協同組合

総合介護センターふたば

鶴岡市双葉町13番45号

庄内医療生活協同組合

協立病院附属クリニック

同 文園町11番3号

医療法人健友会

本間病院

酒田市中町三丁目5番23号

医療法人健友会

老健施設ひだまり

同

医療法人健友会

のぞみ診療所

同 中町三丁目3番18号

医療法人健友会

訪問看護ステーションかがやき

同

医療法人健友会

在宅介護支援センター

同

医療法人健友会

ヘルパーステーション

同

医療法人山容会

山容病院

同 高砂二丁目1番64号

社会福祉法人恩賜財団済生会

山形済生病院

山形市沖町79番1号

医療法人社団小白川至誠堂病院

小白川至誠堂病院

同 東原町一丁目12番26号

|                              |   |                   |
|------------------------------|---|-------------------|
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂総合病院         | 同 | 桜町7番44号           |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂総合病院附属中山診療所  |   | 東村山郡中山町大字長崎3034番地 |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂老人訪問看護ステーション |   | 山形市桜町4番10号        |
| 医療法人社団松柏会<br>桜町わかばクリニック      | 同 |                   |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂ヘルパーステーション   | 同 |                   |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂とかみクリニック     | 同 | 富神前48番5号          |
| 医療法人篠田好生会<br>篠田総合病院          | 同 | 桜町2番68号           |
| 医療法人篠田好生会<br>千歳篠田病院          | 同 | 長町二丁目10番56号       |
| 医療法人篠田好生会<br>天童温泉篠田病院        |   | 天童市鎌田一丁目6番46号     |
| 医療法人二本松会<br>山形病院             |   | 山形市桜町2番75号        |
| 医療法人二本松会<br>上山病院             |   | 上山市金谷字下河原1370番地   |
| 医療法人二本松会<br>心療内科ネルフェンクリニック   |   | 山形市城南町三丁目6番24号    |
| 医療法人二本松会<br>精神障害者地域生活支援センター  | 同 | 城南町二丁目1番41号       |

## 4 概要

救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキ、怠業その他の争議行為とこれを妨害する者を排除する一切の争議行為。

## 山形県告示第509号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条第3項の規定により、国土調査として次のとおり指定した。

平成17年6月3日

山形県知事 齋藤 弘

## 1 指定年月日

平成17年5月20日

## 2 調査を行う者の名称

遊佐町

## 3 調査地域

飽海郡遊佐町大字杉沢の一部

## 4 調査期間

平成17年5月20日から平成18年3月31日まで

## 山形県告示第510号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成17年6月3日

山形県知事 齋藤 弘

## 1 土地改良区の名称

天童土地改良区

- 2 事務所の所在地  
天童市大字矢野目2100番地
- 3 認可年月日  
平成17年5月23日

## 山形県告示第511号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

平成17年6月3日

山形県知事 齋 藤 弘

| 届出者の名称   | 地区名  | 事業の名称                   | 工事完了年月日    |
|----------|------|-------------------------|------------|
| 最上町      | 万騎ノ原 | 基盤整備促進事業                | 平成17年3月18日 |
| 舟形町      | 原田山  | 基盤整備促進事業                | 平成17年1月31日 |
| 戸沢村      | 小山下  | 基盤整備促進事業                | 平成17年3月18日 |
| 泉田川土地改良区 | 野々村  | 基盤整備促進事業<br>(農業用排水施設整備) | 平成17年3月31日 |
| 泉田川土地改良区 | 野々村  | 基盤整備促進事業<br>(暗渠排水)      | 同          |

## 山形県告示第512号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

平成17年6月3日

山形県知事 齋 藤 弘

| 届出者の名称 | 地区名 | 事業の名称    | 工事完了年月日    |
|--------|-----|----------|------------|
| 高畠町    | 新田  | 基盤整備促進事業 | 平成17年3月31日 |

## 山形県告示第513号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、月山ろく土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成17年6月3日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏名    | 住所                 |
|----------|-------|--------------------|
| 理事       | 齋藤 清一 | 東田川郡羽黒町大字玉川字玉川36番地 |
| 同        | 富樫 善雄 | 同 藤島町大字豊栄字宅地89番地   |
| 同        | 鈴木 繁治 | 同 羽黒町大字上野新田字上台80番地 |
| 同        | 太田 昭  | 同 大字手向字手向204番地     |

|     |         |   |               |
|-----|---------|---|---------------|
| 同   | 齋 藤 健 一 | 同 | 大字川代字下川代550番地 |
| 同   | 齋 藤 幸 一 | 同 | 字中川代225番地     |
| 監 事 | 齋 藤 耕 策 | 同 | 字中川代231番地     |
| 同   | 阿 部 行 雄 | 同 | 大字手向字手向81番地 5 |
| 同   | 富 樫 善 之 | 同 | 大字川代字上川代183番地 |

山形県告示第514号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、月山ろく土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成17年 6月 3日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所                |
|----------|---------|--------------------|
| 理 事      | 齋 藤 清 一 | 東田川郡羽黒町大字玉川字玉川36番地 |
| 同        | 富 樫 善 雄 | 同 藤島町大字豊栄字宅地89番地   |
| 同        | 鈴 木 繁 治 | 同 羽黒町大字上野新田字上台80番地 |
| 同        | 太 田 昭   | 同 大字手向字手向204番地     |
| 同        | 齋 藤 健 一 | 同 大字川代字下川代550番地    |
| 同        | 齋 藤 幸 一 | 同 字中川代225番地        |
| 監 事      | 齋 藤 耕 策 | 同 字中川代231番地        |
| 同        | 阿 部 行 雄 | 同 大字手向字手向81番地 5    |
| 同        | 富 樫 善 之 | 同 大字川代字上川代183番地    |

山形県告示第515号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により定めた県営土地改良(広野地区土地改良総合整備)事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成17年 6月 3日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良(広野地区土地改良総合整備)事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
酒田市役所
- 3 縦覧に供する期間  
平成17年 6月 8日から同年 7月 6日まで

## 4 その他

この告示に係る計画の変更に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

## 山形県告示第516号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

平成17年6月3日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 指定の番号 私有(村)第258号
- 2 指定の場所 東根市柏原一丁目3008番1664
- 3 道路の現況 幅員6.0メートル 延長26.3メートル
- 4 指定年月日 平成17年5月25日

## 山形県告示第517号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

平成17年6月3日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 指定の番号 私有(村)第256号
- 2 指定の場所 東根市大字羽入字岡751-4の一部
- 3 道路の現況 幅員6.00メートル 延長54.19メートル
- 4 指定年月日 平成17年5月25日

## 人事委員会関係

### 規 則

山形県人事委員会規則14-4(委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年6月3日

山形県人事委員会  
委員長 古 澤 茂 堂

別表第1山形市市長部局の項中「及び職員課」を削り、「まちづくり情報センター」を

「市民活動支援センター」

に改め、同表山形市教育委員会事務局公民館の項中「、鈴川公民館」を削り、「千

歳公民館」を「千歳公民館、出羽公民館」に、「滝山公民館」を「滝山公民館、東沢公民館、高瀬公民館」に改め、同表鶴岡市市長部局の項中「、人事課長代理」を削り、同表鶴岡市市長部局市立荘内病院の項中「課長」を「課長、経営対策室長」に、「看護主幹」を「看護主幹、主幹(地域医療連携室に置くものに限る。)」に改め、同表酒田市市長部局の項中「課長」を「課長、危機管理官」に改め、同表新庄市市長部局の項中「行政改革推進室長」を「職員広報室長」に改め、「職員主査」を削り、同表新庄市教育委員会事務局の項中「教育長」を「教育長、教育次長」に改め、同表上市市市長部局の項中「庶務課」を「庶務課に置くもので職員の人事に関する事務を担当するもの」に、「秘書係長、人事係長」を「主査(秘書担当)係長(職員担当)」に改め、同表村山市市長部局の項中「職員の人事に関する事務を担当するもの」を「職員の人事に関する事務を担当するもの及び秘書に関する事務を担当するもの」に、「及び財政課に置くもの」を「並びに財政課に置くもので財政に関する事務を担当するもの」に改め、同

表村山市の項中

|     |       |    |   |
|-----|-------|----|---|
|     | 福祉事務所 | 所長 | を |
| 会計課 |       | 課長 |   |

|  |       |    |      |
|--|-------|----|------|
|  | 福祉事務所 | 所長 | に改め、 |
|--|-------|----|------|

同表天童市市長部局の項中「都市整備局長」を削り、同表南陽市市長部局の項中「部長、」を削り、同表南陽市教育委員会事務局の項中「教育次長」を削り、同表大江町の項中

|      |    |   |
|------|----|---|
| 収入役室 | 室長 | を |
|------|----|---|

|     |      |           |
|-----|------|-----------|
| 出納室 | 出納主幹 | に改め、同表舟形町 |
|-----|------|-----------|

教育委員会事務局の項中「課長」を「次長」に改め、同表高畠町町長部局の項中「課長補佐(総務課に置くものに限る。)」を「主幹、総務課総務室長」に改め、同表高畠町町長部局病院の項中「総看護長」を「総看護師長」に改め、同表川西町町長部局の項中「課長」を「課長、室長」に改め、同表川西町の項中

|      |       |   |
|------|-------|---|
| 収入役室 | 収入役室長 | を |
|------|-------|---|

|       |    |           |
|-------|----|-----------|
| 出納検査課 | 課長 | に改め、同表川西町 |
|-------|----|-----------|

教育委員会事務局の項中「課長」を「課長、室長」に改め、同表白鷹町町長部局病院の項中「事務長、看護師長」を「事務局長、総看護師長」に改め、同表小国町の項中

|      |          |      |   |
|------|----------|------|---|
|      | 介護老人保健施設 | 事務長  | を |
| 収入役室 |          | 出納主幹 |   |

|  |          |     |      |
|--|----------|-----|------|
|  | 介護老人保健施設 | 事務長 | に改め、 |
|--|----------|-----|------|

同表遊佐町教育委員会事務局の項中「教育長」を「教育長、教育次長」に改める。

別表第2置賜広域行政事務組合理事会部局出先機関クリーンセンターの項中「(小国クリーンセンターに置くものを除く。)」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成17年6月3日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成17年5月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 わいわい・かんとりー
  - (2) 代表者の氏名  
関根 信明
  - (3) 主たる事務所の所在地  
飽海郡遊佐町大字吉出字石動6
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、障害者に対して、自立及び社会参加を支援し、地域生活が円滑に出来るよう、障害者福祉の増進を目的とし、広く公益に貢献することを目的とする。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。  
平成17年6月3日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
  - (1) 名称 2005年農林業センサス農林業経営体調査に係る電算処理等業務
  - (2) 予定数量
    - (イ) 調査票データの入力並びに結果表及び一覧表の集計及び作表 調査票約63,000枚
    - (ロ) 調査客体候補名簿のデータの作成 調査客体候補名簿約103,000枚
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県総務部総合政策室統計企画課経済統計班 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3135
- 3 落札を決定した日 平成17年4月25日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社山形日情システムズ 酒田市京田二丁目69番3
- 5 落札金額
  - (1) 調査票データの入力並びに結果表及び一覧表の集計及び作表 237.3円
  - (2) 調査客体候補名簿のデータの作成 36.75円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成7年12月県規則第95号)第3条の公告を行った日 平成17年3月15日

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成17年6月3日

山形県知事 齋 藤 弘

1 試験の期日及び場所

| 期 日          | 場 所         |
|--------------|-------------|
| 平成17年9月2日(金) | 村山総合支庁(本庁舎) |
|              | 庄内総合支庁(本庁舎) |

- 2 時 間  
午前9時から午後4時まで
- 3 受験資格

県内に住所を有する者で、平成17年度において狩猟免許を受けようとするもの。ただし、受験日において、20歳に満たない者を除く。

#### 4 受験手続

狩猟免許申請書に次の書類(現に銃砲所持の許可を受けている者にあつては第2号に掲げる書類)を添えて、8月26日(金)までに、文化環境部環境保護課に提出すること。

##### (1) 次のいずれにも該当しない旨の医師の診断書

イ 精神分裂病、そううつ病(そう病及びうつ病を含む。)、てんかん(発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。)その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病氣にかかっている者

ロ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

ハ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者(イ及びロに該当する者を除く。)

##### (2) 写真(申請前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルのもの1枚とし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。)

#### 5 その他

詳細については、文化環境部環境保護課に問い合わせること。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第51条第2項及び第4項の規定により、狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習を次のとおり実施する。

平成17年6月3日

山形県知事 齋藤 弘

#### 1 適性試験及び講習の期日及び場所

| 期 日           | 場 所         | 受 験 者 の 居 住 地                           |
|---------------|-------------|-----------------------------------------|
| 平成17年7月22日(金) | 置賜総合支庁(本庁舎) | 置賜総合支庁管内の市町村                            |
| 平成17年7月26日(火) | 最上総合支庁(本庁舎) | 最上総合支庁管内の市町村                            |
| 平成17年7月27日(水) | 庄内総合支庁(本庁舎) | 庄内総合支庁管内の市町村                            |
| 平成17年8月4日(木)  | 村山総合支庁(本庁舎) | 寒河江市、村山市、東根市、尾花沢市、河北町、西川町、朝日町、大江町及び大石田町 |
| 平成17年9月14日(水) | 村山総合支庁(本庁舎) | 山形市、上山市、天童市、山辺町及び中山町                    |

#### 2 受験資格

県内に住所を有し、有効期限が平成17年9月14日の狩猟免許を所持する者

#### 3 受験手続

狩猟免許更新申請書に次の書類(現に銃砲所持の許可を受けている者にあつては第2号に掲げる書類)を添えて、試験等の日の10日前までに居住地を所管する総合支庁に提出すること。

##### (1) 次のいずれにも該当しない旨の医師の診断書

イ 精神分裂病、そううつ病(そう病及びうつ病を含む。)、てんかん(発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。)その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病氣にかかっている者

ロ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

ハ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者(イ及びロに該当する者を除く。)

##### (2) 写真(申請前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6センチメートル、横2.4センチ

メートルのもの1枚とし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。)

#### 4 その他

詳細については、各総合支庁保健福祉環境部環境課に問い合わせること。

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第10条の規定によるあっせん員候補者は、次のとおりとする。

平成17年6月3日

山形県労働委員会  
会 長 濱 田 宗 一

| 氏 名      | 関 歴                                 |
|----------|-------------------------------------|
| 濱 田 宗 一  | 山形県労働委員会会長、弁護士                      |
| 立 松 潔    | 山形県労働委員会委員、山形大学教授                   |
| 今 井 登貴三郎 | 山形県労働委員会委員、民事・家事調停委員                |
| 高 橋 和    | 山形県労働委員会委員、山形大学教授                   |
| 浜 田 敏    | 山形県労働委員会委員、弁護士                      |
| 藤 橋 繁 夫  | 山形県労働委員会委員、日本労働組合総連合会山形県連合会事務局長     |
| 飯 沢 稔    | 山形県労働委員会委員、山形富士通労働組合執行委員長           |
| 富 樫 洋 子  | 山形県労働委員会委員、日本労働組合総連合会山形県連合会女性委員会委員長 |
| 神 尾 浩 司  | 山形県労働委員会委員、東北電力労働組合山形県本部委員長         |
| 加 藤 孝 二  | 山形県労働委員会委員、自治労山形県本部執行委員長            |
| 武 田 吉 則  | 山形県労働委員会委員、株式会社ヤマコー代表取締役社長          |
| 保 科 正 彦  | 山形県労働委員会委員、鶴岡商工会議所専務理事              |
| 鈴 木 合 子  | 山形県労働委員会委員、スズキハイテック株式会社常務取締役        |
| 長 岡 敏 生  | 山形県労働委員会委員、山形ナショナル電機株式会社顧問          |
| 長 岡 喬    | 山形県労働委員会委員、社団法人山形県経営者協会専務理事         |
| 清 野 和 平  | 山形県労働委員会事務局長                        |
| 土 屋 元 雄  | 山形県労働委員会事務局審査調整課長                   |

## そ の 他

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第16条の2第1項の規定による山形県知事の委任に係る平成17年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成17年6月3日

財団法人不動産適正取引推進機構  
理 事 長 小 野 邦 久

#### 1 試験の日時

平成17年10月16日(日) 午後1時から午後3時まで

ただし、宅地建物取引業法第16条第3項の規定により、国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習を受講し修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとする者(宅地建物取引業法施行規則第10条の5第6号にいう登録講習修了者。以下「登録講習修了者」という。)については、午後1時10分から午後3時まで

#### 2 試験の場所

受験申込み受付の際、指定する。

#### 3 試験の内容

##### (1) 内容

おおむね次の事項について行う。

- ア 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。
- イ 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。
- ウ 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。

エ 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。

オ 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。

カ 宅地及び建物の価格の評定に関すること。

キ 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。

ただし、登録講習修了者については、前記アとオに掲げる事項に関する問題を免除する。

(2) 出題法令の適用期日

平成17年4月1日現在施行されている法令

4 試験の方法及び出題数

(1) 方法

4肢択一式の筆記試験による。

(2) 出題数 50問

ただし、登録講習修了者については、45問とする。

5 受験資格

年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。

6 受験申込み

(1) 郵送又は持参による申込み

ア 試験案内及び受験申込書の配布

(ア) 配布期間

平成17年7月1日(金)から同年7月29日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び休日は除く。

(イ) 配布場所

社団法人山形県宅地建物取引業協会本部及び各支部

イ 申込期間

(ア) 郵送申込みの場合

平成17年7月1日(金)から同年7月29日(金)までの日付の消印があるものに限り受け付ける。

(イ) 持参申込みの場合

平成17年7月25日(月)から同年7月29日(金)までの午前9時30分から午後4時30分まで。ただし正午から午後1時までを除く。

ウ 提出書類

(ア) 受験申込書(受験手数料納入済を証する郵便振替払込受付証明書をはったもの)

(イ) 写真1葉(受験申込前6箇月以内に撮影した上半身、無帽、正面、無背景で縦4.5センチメートルから5センチメートルまで、横3.5センチメートルから5センチメートルまでの間の大きさのもの)

(ウ) 登録講習修了者については、前記(ア)と(イ)に加えて登録講習修了者証明書(登録講習修了試験合格年月日が試験実施日前3年以内のもの)

エ 受験手数料

7,000円

受験申込み前に、所定の郵便振替用紙により、郵便局又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行預金口座に払い込む(払込手数料は、本人負担)。

オ 郵送先又は提出先

(ア) 郵送申込みの場合

社団法人山形県宅地建物取引業協会あて、簡易書留郵便又は配達記録郵便で申し込むこと

(イ) 持参申込みの場合

社団法人山形県宅地建物取引業協会(山形市松波一丁目10番1号山形県不動産会館)

(2) インターネットによる申込み

ア 試験案内の掲載

(ア) 掲載期間

平成17年6月17日(金)から同年7月25日(月)まで

(イ) 掲載場所

財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ(<http://www.retio.or.jp>)

イ 申込期間

平成17年7月1日(金)午前9時30分から7月14日(木)午後9時59分まで

ウ 申込方法

(ア) 財団法人不動産適正取引推進機構ホームページ(<http://www.retio.or.jp>)にアクセスし、受験申込画面において必要な事項(登録講習修了者については、登録講習修了者証明書(登録講習修了試験合格年月日が試験実施日前3年以内のもの)に記載されている登録講習機関の登録番号及び修了番号を含む)を入力する。

(イ) 写真ファイル(受験申込み前6箇月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景のものでJPEG形式のもの)を添付する。

エ 受験手数料

7,000円

財団法人不動産適正取引推進機構が指定したクレジットカードにより又はコンビニエンスストアより納入する(事務手数料は、本人負担)。

7 合格発表

(1) 発表の期日

平成17年11月30日(水)

(2) 発表の方法

申込書配布場所に合格者一覧表を掲示するとともに、本人への合格証書の送付により行う。

8 試験に関する問い合わせ

土木部建築住宅課(電話023(630)2154)又は社団法人山形県宅地建物取引業協会(電話023(623)7502)

正 誤

発行年月日 県公報 番号 ページ 行  
 平成17. 4.12 第1634号 423 下から18

| 出 荷 数 量     |                           |
|-------------|---------------------------|
| 現 状         | 平 成 20<br>年 にお<br>け る 目 標 |
| 3,050<br>トン | 3,500<br>トン               |
| 3,820<br>トン | 3,800<br>トン               |
| 2,050<br>トン | 2,500<br>トン               |
| 3,420<br>トン | 3,630<br>トン               |
| 9,260<br>トン | 9,320<br>トン               |
| 4,030<br>トン | 4,000<br>トン               |
| 6,110<br>トン | 6,110<br>トン               |
| 3,020<br>トン | 2,775<br>トン               |
| 2,130<br>トン | 2,200<br>トン               |

| 出 荷 数 量     |                           |
|-------------|---------------------------|
| 現 状         | 平 成 20<br>年 にお<br>け る 目 標 |
| 232<br>トン   | 394<br>トン                 |
| 4,533<br>トン | 4,431<br>トン               |
| 215<br>トン   | 240<br>トン                 |
| 911<br>トン   | 1,026<br>トン               |
| 1,792<br>トン | 1,807<br>トン               |
| 786<br>トン   | 850<br>トン                 |
| 1,032<br>トン | 1,030<br>トン               |
| 444<br>トン   | 682<br>トン                 |
| 1,140<br>トン | 1,220<br>トン               |